

別記

要求事項

(一)

1. 不時災難ノ場合臨時金ヲ貸付サレ度シ
 2. 金金ラ十五圓 募金ラニ拾圓貸サレ度シ
 3. 仕込金ヲ金五拾圓ニサレ度シ
 4. 積荷が不足ノ場合ハ店主ニ於テ負担セラレ度シ
 5. 電報及手紙ハ即時宛名ノ人ニ届ケラレ度シ
 6. 月々ノ超過金ハ半分ヲ支給サレ度シ
 以上六項ノ協議ニ関シ深クニ何分ノ回答アリ度キ旨ヲ所言セリ

別記

解決條件

(二)

1. 不時災難ノ場合ハ臨時仕込金ヲ貸付スルコト
 2. 但シ返済ハ月賦トシ仕込金ヨリ差引クコト
 3. 金金十五圓 募金ニ拾圓ヲ貸付スルコト
 4. 但シ返済ハ各々六ヶ月ノ期間内ニ於テ月賦ニ依リ仕込金ヨリ差引クコト
 5. 仕込金ハ四十五圓貸付スルコトハ六月分ヨリ実施
 6. 積荷不足ノ場合ハ店主ニ於テ負担スルコト
 7. 但シ事情ニ依リ船夫ニモ其ノ責任ヲ負ハシムルコトアルマシ
 8. 電報及手紙ハ即時宛名ノ人ニ届ケルコト
 9. 月々ノ超過金ハ其半額ヲ船夫ニ支給スルコト
 10. 但シ其ノ計算ハ半年ヲ以テナスコト